

平成29年5月18日付けでカルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物(第一種使用規程)

作物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の主な内容					パブリック コメント回答 掲載日	承認日	(参考)他の安全性 の確認状況	
		隔離ほ場 での試験 等	栽培	食用	飼料 用	観賞 用			食品安全 性(食品 衛生法)	飼料安全 性(飼料 安全法)
ワタ	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ (<i>2mepsps, hppdPFW336-1Pa, Gossypium hirsutum</i> L.)(GHB811, OECD UI:BCS-GH811-4)【バイエルクロップサイエンス(株)】	○					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	—	—
ワタ	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ (<i>2mepsps, hppdPFW336-1Pa, Gossypium hirsutum</i> L.)(GHB814, OECD UI:BCS-GH814-7)【バイエルクロップサイエンス(株)】	○					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	—	—
ワタ	カメムシ目、アザミワタ目及びヒコウチュウ目害虫抵抗性ワタ(改変 <i>cry51Aa2, Gossypium hirsutum</i> L.)(MON88702, OECD UI: MON-88702-4)【日本モンサント(株)】	○					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	—	—
ダイズ	除草剤グルホシネート耐性ダイズ(<i>pat, Glycine max</i> (L.) Merr.)(A2704-12, OECD UI: ACS-GM005-3)【バイエルクロップサイエンス(株)】		○	○	○		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2002	2003
ダイズ	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤ジカンバ及びグリホサート耐性ダイズ (<i>cry1A.105, 改変 cry2Ab2, 改変 cry1Ac, 改変 dmo, 改変 cp4 epsps, Glycine max</i> (L.) Merr.)(MON87751 × MON87701 × MON87708 × MON89788, OECD UI: MON-87751-7 × MON-87701-2 × MON-87708-9 × MON-89788-1)並びに当該ダイズ の分離系統に含まれる組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)(【日本モンサント(株)】)			○	○		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2017
トウモロコシ	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目及びヒコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ(改変 <i>cp4 epsps, cry1A.105, 改変 cry2Ab2, cry1F, pat, DvSnf7, 改変 cry3Bb1, cry34Ab1, cry35Ab1, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ittis)(MON87427 × MON89034 × <i>Bt. Cry1F maize line 1507</i> × MON87411 × <i>Bt. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> , OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × DAS-01507-1 × MON-87411-9 × DAS-59122-7)並びに当該トウモロコシの分離系統に含まれる組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)(【日本モンサント(株)】)		○	○	○		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2017
セイヨウナタネ	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに稔性回復性セイヨウナタネ(<i>gat462f, 改変 bar, barstar, Brassica napus</i> L.)(73496 × RF3, OECD UI:DP-073496-4 × ACS-BN003-6)【デュポン・プロダクション・アグリサイエンス(株)】		○	○	○		H28.7.15 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2016

注1: 名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifierのことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位としてOECDに登録されている識別記号のことです。

注2: 名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。

注3: 第一種使用等の内容の「食用」、「飼料用」とは、食用又は飼料用のための「輸入及び流通」について認められたものです。

注4: 「(参考)他の安全性確認状況」の欄は、食品衛生法に基づく食品としての安全性審査の手続きを経た年、ないし、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づく飼料としての安全性の確認がなされた年を示すものです。「—」は未確認を示すものです。ただし、非食用又は非飼料用については「不要」を意味します。なお、スタック系統については親系統で安全性を確認しております

参考1: 承認した遺伝子組換え農作物に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報(http://www.biodic.go.jp/bch/bch_3.html)から検索できます。

参考2: これまでに承認した遺伝子組換え農作物のリストについては、こちらからご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/carta/torikumi/index.html#1>